

第70号議案

島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第5号中「識別され、又は識別され得る」を「識別される」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載さ

れ、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第13条第3号中「開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第14条第2項中「前条第3号の情報」の次に「（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）」を、「その他の」の次に「開示請求者以外の」を、「記述等」の次に「及び個人識別符号」を、「開示しても、」の次に「開示請求者以外の」を加える。

（島根県情報公開条例の一部改正）

第2条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。